

地域経済の回復に向けて製造分野の活性化を支援します

本市では、地域経済の回復と活性化を図るため、飲食業や宿泊業など全事業者を対象とした地域経済支援を実施しています。今回、コロナ禍で営業活動に制限を受けている製造分野の中小企業者を対象に、「新しい生活様式」を踏まえた「with コロナ」社会に対応した新たな経済活動を支援します。

営業活動支援事業補助金



製造業や卸売業（製造問屋に限る）を営む市内中小企業者を対象に、県外企業への新型コロナウイルス感染症対策を講じた営業活動に要する経費の一部を補助します。

- 対象期間** 来年3月10日(水)まで
※予算がなくなり次第終了します。
- 対象経費** ①旅費(交通費・宿泊費)②待機宿泊費③抗体検査キット購入費などの新型コロナウイルス感染症にかかる検査費
- 補助率等** 対象経費の2分の1以内(1社当たり上限15万円)
- 条件等** 年間取引見込額が100万円以上の営業活動
- 申請方法** 随時受け付け
※国や県などの補助金と併用することはできません。

中小企業輸送費支援事業補助金



市内に主たる事業所を有し、製造業を営む中小企業者を対象に、九州圏外への新たな販路開拓を行う際の輸送コストの一部を補助します。

- 対象期間** 令和4年3月10日(木)まで
※予算がなくなり次第終了します。
- 対象経費** 10月1日以降に受注し、九州圏外の新たな取引先へ自社製品を納品する際の他社の輸送業者等による輸送経費
- 補助率等** 対象経費の2分の1以内(1社当たり上限400万円)
- 条件等**
 - ・新規か半年以上取り引きがない取引先
 - ・補助金申請額が10万円以上
 - ・最初に納品した日から1年以内
 - ・納品は新製品・既存製品を問わない
- 申請方法** 随時受け付け
※国や県などの補助金と併用することはできません。

中小企業創造的技術開発支援事業補助金(コロナ対応型)

市内に主たる事業所を有する中小企業者を対象に、新たな技術や製品、システム等の研究開発を行う場合の経費の一部を補助します。「新しい生活様式」や感染防止に役立つ場合は、「コロナ特別枠」として補助率や補助上限額をかさ上げして支援します。

- 対象期間** 10月1日(木)から来年12月31日(金)までのうち1年以内
- 対象経費** ①専門家に要する謝金、旅費、原稿料②委託経費③人件費(小規模企業者支援事業を除く)④原材料費⑤機械工具費⑥施設等使用料⑦広告宣伝費⑧工業所有権導入経費⑨視察旅費⑩事務費

- 補助内容** ①mono-づくり支援事業②ソフトウェア開発等支援事業③小規模企業者支援事業
- 補助率等** 全て対象経費の2分の1以内(コロナ特別枠は3分の2以内)
※上限は①②300万円(コロナ特別枠は400万円)③50万円。
- ※切** 11月20日(金)
※審査会で申請者によるプレゼンテーションを踏まえ、補助金交付を決定します。
※国や県などの補助金と併用することはできません。
※詳しくは市HPをご覧ください。

問い合わせ 商工労働課 ☎ 24-1111

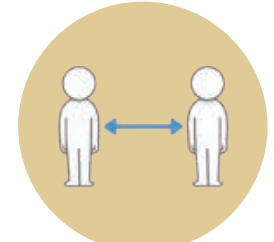
新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの対策を

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、これから冬に向けて「季節性インフルエンザ」が流行しやすい時季を迎えます。症状だけでは判別しづらい2つの感染症が同時に流行することが懸念されており、早い段階から対策が必要です。皆さんが安心してこの冬を過ごすために、引き続き感染症予防にご協力をお願いします。

感染症予防に共通する3つの基本

ことし1月以降、新型コロナウイルス感染症の発生を受けて「マスクの着用」や「手洗い」など感染症予防の徹底に努めていただいたこともあり、2019/20シーズンのインフルエンザ累積推計受診患者数は全国で約729万人(2018/19シーズンは約1200万人)と例年よりも少ない状況でした(国立感染症研究所調べ)。

感染症予防に共通する基本は、「**身体的距離の確保**」「**マスクの着用**」「**手洗い**」です。感染経路となる「**飛沫感染**」や「**接触感染**」を防ぐため、今シーズンのインフルエンザの流行を迎える前に改めて感染症予防の意識を高めましょう。



身体的距離の確保



マスクの着用



手洗い

インフルエンザの予防接種はお早めに



インフルエンザワクチンは、インフルエンザの感染や発症そのものを完全に防ぐことはできませんが、重症化抑制などの効果が期待できます。

厚生労働省によると、ことしは過去5年で最大量のワクチンが供給される見込みですが、ワクチンを接種して効力を発揮するまでには、一定の時間が必要とされています。

感染症の拡大を防ぐためにも、早めに予防接種の検討をお願いします。

※子どもや高齢者が予防接種を受ける場合は、市が費用の一部を助成します。

※実施医療機関など詳しくは本紙10月号折り込みチラシをご覧ください。

問い合わせ 新型コロナウイルス感染症特別対策室 ☎ 24-1111

発熱などの症状があるときは
かかりつけ医療機関等へ事前に連絡を!



風邪やインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症を疑うような発熱、倦怠感、味覚障害などの症状があるときは、かかりつけ医療機関等を受診する前に電話で相談してください。

また、医療機関等を受診する際は、必ず「マスクの着用」をお願いします。

医療機関等での不用意な感染拡大を防ぎ、地域医療を守るためにも、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



米海軍佐世保基地司令官に「国際親善名誉市民」の称号を授与

9月14日(月)、本市は米海軍佐世保基地司令官ブラッド・L・ストーリングス大佐に25人目となる「国際親善名誉市民」の称号を授与しました。国際親善名誉市民は、国際親善に著しく功績があった外国人に対してお贈りしているもので、ストーリングス大佐は平成29年7月に着任以来、「英語で交わるまちSASEBOプロジェクト」でのグローバルな人材育成や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止などご尽力を賜りました。

顕彰式で朝長市長は、「日米同盟に基

づく任務はもとより、誠実で親しみ深い人柄で活躍され、市政の推進に多大に貢献をいただいていた。本市との良好な関係を築くため真摯にご対応いただき、心から感謝の意を表したい」と述べました。

ストーリングス大佐も「着任以来、佐世保の皆さんには大変親切にいただき、市長とも包み隠さず話ができる関係を築くことができた。今後は横須賀での勤務になるが、前畑弾薬庫の移転・返還などこれからもできる限り協力したい」と謝辞を述べられました。



米海軍佐世保基地の新司令官が市長を表敬

10月1日(木)、ストーリングス大佐の後任として新たに米海軍佐世保基地司令官に就任されたデイビッド・J・アダムス大佐が、市役所に表敬に訪れました。アダムス大佐は「これまでにいろいろと佐世保のことを聞いていたので、非常に楽しみです」とあいさつされ、朝長市長も「さまざまな課題はあるが、十分にコミュニケーションを取り、米海軍の方々住みやすく、市民の皆さんにとっても良好な関係性を築きたい」と述べました。



新型コロナウイルスに感染された被用者等への傷病手当金の対象期間延長

新型コロナウイルス感染症に感染された国民健康保険の被用者等に支給する傷病手当金の対象期間を9月末までから12月末までに延長します。

対象期間 本年1月1日～12月31日で療養のため労務に服することができない期間

対 象 次の要件を全て満たす人

- ①本市の国民健康保険被保険者で勤務先から給与の支払いを受けている人
- ②新型コロナウイルスに感染または発熱等の症状で感染の疑いがあり、就労できなかった期間が3日間を超える人
- ③②の期間中に給与の支給がない人

支 給 額 (直近の継続した3カ月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額) × 3分の2 × 支給対象日数

※申請方法など事前に電話でお尋ねください。

※後期高齢者医療制度も同様の制度がありますので、長崎県後期高齢者医療広域連合(☎095-816-3930)にお尋ねください。

☎医療保険課 ☎24-1111

市税等の徴収猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響で事業等に係る収入に相当の減少があった人は、1年間市税等の徴収猶予の特例制度を受けることができます。

対象となる市税等

納期限が来年2月1日までの市・県民税、法人市民税、固定資産税

対 象 次の要件を全て満たす人

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で本年2月以降の任意の期間(1カ月以上)に収入が前年同期に比べおおむね20%以上減少していること
- ・一時に納付または納入することが困難であること

手 続 各納期限までに「申請書」「前年同期の収入と比較できる資料」などを納税課へ

※猶予期間中は延滞金が免除されます。

※詳しくは市HPをご覧ください。

☎納税課 ☎24-1111

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免手続きはお早めに

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国民健康保険等の被保険者は、保険税(料)を減免する制度があります。減免申請は期限がありますので、早めの手続きをお願いします。

対象となる保険税(料)

本年2月1日～来年3月31日に普通徴収の納期限となっている国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

※特別徴収は特別徴収対象年金給付の支払日。

申請期間 来年2月26日(金)まで

対 象 次の①②のいずれかを満たす人

- ①新型コロナウイルス感染症によって世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
- ②新型コロナウイルス感染症の影響によって世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の要件を全て満たす人

・事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること

・前年の合計所得金額が1000万円以下であること(介護保険料を除く)

・減少見込みの事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※減免は保険税(料)ごとに手続きが必要です。

※詳しくは市HPをご覧ください。

☎保険料課 ☎24-1111

皆さまから多くのご支援をいただきました

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、多くの物資を支援していただき、厚くお礼を申し上げます。ご支援いただいた皆さまに感謝の意を込め、公表に承諾された方のお名前と支援内容を紹介します。

・(株)エイチ・アイ・エス、junca life management(株) (消毒用安定二酸化塩素)

・東南ロータリークラブ(30万円)

※9月30日時点。敬称略、順不同。

☎新型コロナウイルス感染症特別対策室 ☎24-1111